



茨城県

水戸那珂地域森林計画変更計画書

(水戸那珂森林計画区)

計画期間

自	平成27年4月1日
至	平成37年3月31日

平成28年12月28日

茨 城 県

II 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

なお、人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能が発揮され、将来にわたり育成単層林として維持する森林を対象に行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

樹種の選定に当たっては、この地域の立地条件、立木の生育状況特性及び経営上有利なものを考慮して、適地適木により、スギ・ヒノキを主な造林樹種とする。

また、松くい虫被害跡地の造林については、経営目的及び立地条件に合った樹種を造林樹種として選定するものとする。

さらに、広葉樹の植栽あるいは萌芽による天然更新については、立地条件、前生樹種等を考慮し、経営目的に合った樹種を優先して選定するものとする。

イ 造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとする。

単位：本(1ha 当たり)

樹種	仕立方法	植栽本数
スギ	中仕立	3,000 ~ 3,500
ヒノキ	密仕立	3,500 ~ 4,000
マツ	密仕立	5,000 ~ 6,000

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

地拵えは、「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とする。

全刈り地拵えの場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に集積するか、谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に取り除くものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。

筋刈り地拵えは、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図るもので、平坦地または傾斜地では、作業の効率化のため、等高線

上の横筋に配列し、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。

また、地力の低下が著しいと考えられる場所には、雑草木類や末木枝条を散布する「枝条散布地拵え」とする。

b 植栽時期

植栽時期は苗木の成長開始直前の4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。

しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植え付け労務の不足などのやむを得ない場合は、秋植えとする。

ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。

c 植付けの方法

苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）に適した樹種又は品種を選定し、植え付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植え付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意する。

植付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待って植付け、また、植付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにする。

また、伐採後速やかに造林を行う一貫施業やコンテナ苗の導入等による低コストな再造林を推進するものとする。

d 天然更新補助作業の標準的な方法

優良な天然林を育成するために、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こしや刈り出し等更新補助作業を行い、稚幼樹が少ない場合は、植え込み（植栽後の確実な成林を図るため、必要がある場合は大苗の植栽）又は播種、不要木の除去、不良木の淘汰等及びこれらに伴う作業を行う。

また、ぼう芽による更新に当たっては立地条件、前生樹種等を考慮し、経営目的にあった樹種を優先して選定するため、伐採後2年目の間に芽かき作業及び整理伐を1回程度行うものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新する。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

急峻な人工造林地や、伐採後にササ、竹等の密生が予想される箇所などのうち、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況を勘案して天然更新が期待できない森林については、原則として、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とすること。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、市町村森林整備計画において定めることとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

木材等生産機能維持増進森林	森林の立地条件，森林の機能の評価区分等を参考に，森林の一体性も踏まえつつ，木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域。
---------------	---

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能維持増進森林	森林施業の方法として，生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに， <u>植栽による確実な更新</u> ，適切な造林，保育及び間伐等の実施，森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。なお，区域内において(1)の機能と重複する場合には，それぞれの機能の發揮に支障がないように施業の方法を定めることとする。
---------------	---

第4 森林の保全に関する事項

2 保安施設に関する事項

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するために保安施設事業を行う必要がある森林又は原野その他の土地について，計画的に保安施設地区に指定する。

(3) 治山事業の実施に関する方針

山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るため，災害の発生するおそれが高い箇所から優先して治山施設を整備する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の樹立に当たっては，次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき，対象鳥獣の別に，当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき，鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため，地域の実情に応じて，対象鳥獣による被害状況を把握し，その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることに努める。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫被害対策については、茨城県松くい虫被害対策事業推進計画に沿って、空中散布、地上散布、伐倒駆除及び樹種転換等を総合的に実施し、被害量のさらなる減少に努め、森林の有する公益的機能の高度発揮を確保するものとする。

気象災害については、雪害及び凍害等の発生を回避するための指導保護管理に努めるものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

ノウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、森林保全巡視員によるパトロールを徹底し、早期発見及び早期防除に努めるものとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事による森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。また、山火事予防標識の設置を積極的に行い、地域への入込み者に対して森林保護の啓蒙に努めるものとする。

さらに、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

第6 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積 (ha)		備考
		前半5カ年の計画面積	
総数(実面積)	2,092	2,082	
水源涵養のための保安林	940	930	
災害防備のための保安林	1,133	1,133	
保健、風致の保存等のための保安林	216	216	

(注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計と総数の面積は一致していない。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指 定 解 除 別	種 類	森 林 の 所 在		面 積 (ha)	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考 (国 有 保 安 林 と の 関 係)
		市 町 村	区 域 (林 班)			
指 定 (前 期)	水 源 かん 養 保 安 林	笠 間 市	上 加 賀 田 (143, 144)	10.0	水 源 の 涵 養 の た め	
		計		10.0		
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	笠 間 市	上 郷 (229)	5.0	土 砂 の 流 出 の 防 備 の た め	
		計		5.0		
	前 期 合 計				15.0	
指 定 (後 期)	水 源 かん 養 保 安 林	城 里 町	上 赤 沢 (104)	10.0	水 源 の 涵 養 の た め	
		計		10.0		
	後 期 合 計				25.0	

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 工 地 区 数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林 班)		前 半 5 カ 年 の 計 画 地 区 数		
東 海 村	豊 岡 (13)	1	1	海 岸 防 災 林 造 成	
	白 方 (13)	1	1	海 岸 防 災 林 造 成	
大 洗 町	成 田 (9)	1	1	海 岸 防 災 林 造 成, 改 植 工	
	後 期 分	1			
笠 間 市	上 加 賀 田 (143)	1	1	溪 間 工	
	上 郷 (229, 231)	2	2	本 数 調 整 伐, 溪 間 工, 山 腹 工	追 加
	後 期 分	1			
城 里 町	下 赤 沢 (104)	1	1	溪 間 工	
計		9	7		